

# 6-6 国土利用計画法

## 2,000 m<sup>2</sup>以上の土地取引の届出

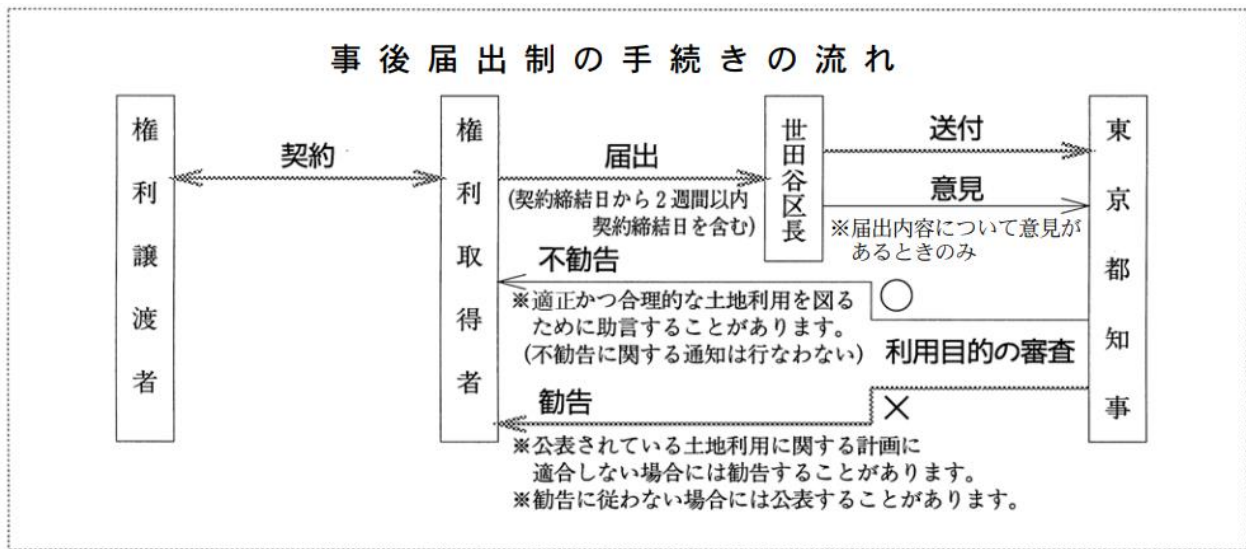
土地の投機的取引や地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、一定面積以上の土地取引については契約締結後一定の期間内に届出が必要です。(事後届出制)

### 1. 届出が必要な面積

対象面積は、下記の2種類に分かれています。

- ① 市街化区域の全域……2,000 m<sup>2</sup>以上
- ② 市街化調整区域……5,000 m<sup>2</sup>以上 (多摩川の河川敷等)

### 2. 届出の流れ



### 3. 届出が必要な土地取引

契約(予約を含む)の締結後、2週間以内に国土利用計画法に基づく届出が必要です。ただし「監視区域」「注視区域」においては、契約締結前の届出が必要となります。

令和8年4月1日現在、世田谷区内には、「監視区域」、「注視区域」はありません。

届出をする人

土地等の権利取得者(譲受人)が行います。

一団の土地取引

事後届出制においては、権利取得者が権利を取得する土地の合計面積が2,000 m<sup>2</sup>以上となる場合、すなわち「買いの一団」となる場合も届出が必要となります。

担 当	<b>■届出書の提出先</b> 都市整備政策部 都市計画課 都市計画担当 電話番号 03-6432-7148      ファクシミリ 03-6432-7982
	<b>■土地利用目的の審査等について</b> 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 電話番号 03-5388-3216      ファクシミリ 03-5388-1351